

公調委令和 7 年（セ）第 4 号 能美市における工場からの大気汚染被害責任裁定申請事件

決 定

（当事者省略）

主 文

申請人の本件裁定申請を却下する。

事 実 及 び 理 由

第 1 当事者の求める裁定

1 申請人

被申請人は、申請人に対し、2023万3000円を支払え。

2 被申請人

主文同旨

第 2 事案の概要

本件は、被申請人が操業する金属スクラップ工場の近隣に居住していた申請人が、同工場から飛散する化学物質によって、化学物質過敏症の症状が再発するとともに、後記旧申請人宅及び家財道具が汚染され、後記旧申請人宅に居住できず、転居せざるを得なくなったと主張して、被申請人に対し、不法行為に基づく損害賠償請求として、損害賠償金合計2023万3000円の支払を求める責任裁定申請事件である。

1 前提事実

以下の各事実は、当事者間に争いがないか掲記の各証拠（特記のない限り枝番号を含む。）及び手続の全趣旨により容易に認められる。

（1）当事者（手続の全趣旨）

ア 申請人は、平成30年9月から令和5年6月下旬まで、石川県能美市●

●に所在の居宅（以下「旧申請人宅」という。）に居住していた者である。

イ 被申請人は、金属製品の回収・リサイクル業等を目的とする株式会社で

あり、肩書地で金属スクラップ工場（以下「被申請人工場」という。）を稼働している。

(2) 旧申請人宅と被申請人工場の位置関係等（甲3）

旧申請人宅と被申請人工場の位置関係は、別紙1のとおりであり、申請人宅と被申請人工場とは約140m程度の距離がある。

(3) 被申請人工場の作業概要（手続の全趣旨）

被申請人工場は、おおむね月曜日から土曜日まで午前9時頃から午後5時頃まで稼働しており、顧客が搬入した機材や廃材などの金属をスクラップにした上で出荷する作業を行っている。

(4) 本件裁定申請に至る経緯（甲8から10まで、13、23、手続の全趣旨）

ア 申請人は、平成28年頃から化学物質過敏症の症状が現れたと考え、原因物質を避ける目的で、平成30年9月、旧申請人宅を賃借して居住し始めた。

イ 申請人は、平成31年4月10日、独立行政法人a病院を受診し、平成28年11月に衣服の残留合成洗剤に反応して頭痛を来たし、その後も衣服の合成洗剤、香料、ワックスなどに反応して嘔氣^{おう}、関節痛、嗅覚過敏、脱力、呼吸困難、頻尿などを来たすようになったと訴えた。同病院の医師は、申請人について化学物質過敏症と診断した。

ウ 申請人は、令和2年9月17日、旧申請人宅及びその敷地を400万円で購入した。

エ 被申請人は、令和5年5月1日から被申請人工場の稼働を始めた。申請人は、異臭が旧申請人宅に到達したと主張して、同年5月4日以降、何度か被申請人工場を訪れ、異臭の確認と改善を求めた。

オ 申請人は、令和5年6月下旬に旧申請人宅を出て、知人の経営する工場の一角に転居したが、そこも長時間滞在することができず、夜は車中泊や野宿などを行う生活を続けた後、同年11月に肩書地に所在する居宅に転

居した。

カ 被申請人は、令和5年12月25日、被申請人工場の操業による被害を主張する申請人に配慮し、申請人からの申出に応じ、申請人から旧申請人宅及びその敷地を450万円で購入した。被申請人は、その後、旧申請人宅を被申請人の社宅として利用している。

キ 上記イの病院の医師は、申請人の依頼により、令和7年1月15日を診断日として、病名を化学物質過敏症とする診断書を発行した。

ク 申請人は、令和7年5月7日、本件裁定申請を行った。

2 当事者の主張の要旨

(1) 申請人

ア 被申請人は、被申請人工場の金属粉碎加工の作業によって、イソシアネート、フタル酸エステル類等準揮発性有機化合物（S V O C）、ポリ塩化ビフェニル（P C B）などを含む汚染物質を飛散させ、大気汚染を発生させている。その汚染物質は、旧申請人宅まで到達し、申請人には、呼吸困難、頭痛、目の痛み、不眠、虚脱感、関節痛、頻尿、尿の白濁、皮膚の上の白い粉、手のべたつきや黄変、足爪の黄変、頭皮のべたつきが発生するなど化学物質過敏症の症状が再発するとともに、旧申請人宅及び家財道具が汚染されたため、申請人は、旧申請人宅に居住できず、転居せざるを得なくなってしまった。

被申請人は、近隣に化学物質過敏症の人が居住していたことも確認しないまま、被申請人工場を稼働して化学物質を飛散させており、このことにつき不法行為が成立する。

イ 申請人には、被申請人の上記不法行為により、別紙2のとおり合計2023万3000円の損害が発生した。

(2) 被申請人

ア 被申請人工場では、有害物質を含む製品は取り扱っておらず、汚染物質

を排出していない。仮に申請人にその主張のような症状が生じたとしても、近隣住民及び従業員には同様の症状は全くない以上、申請人固有の素因によるものであり、被申請人工場の稼働と申請人の上記症状との間には因果関係はない。

したがって、被申請人工場の操業については、不法行為は成立しない。

イ 申請人の損害については否認又は争う。

第3 当裁判委員会の判断

1 本件裁定申請の適法性について

(1) 公害等調整委員会の裁定期度を利用するためには、「公害に係る被害」についての紛争であることが前提となる（公害紛争処理法（昭和45年法律第108号。以下「法」という。）42条の12第1項）。そして、法2条は、「この法律において『公害』とは、環境基本法（中略）第2条第3項に規定する公害をいう。」と定め、環境基本法2条3項は、「この法律において『公害』とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染（中略）によって、人の健康又は生活環境（中略）に係る被害が生ずることをいう。」と定める。そこで、本件裁定申請が、上記の要件を満たすか否かについて検討する。

(2) 被申請人工場からの汚染物質の発生の有無及び周囲への広がりの程度について検討すると、前提事実及び手続の全趣旨によれば、被申請人工場では顧客が搬入した機材や廃材などの金属をスクラップにした上で出荷する作業を行われているにとどまり、そもそも、申請人が主張するイソシアネート、タル酸エステル類等準揮発性有機化合物（S VOC）、ポリ塩化ビフェニル（PCB）などを含む汚染物質を含む製品を取り扱っている事実及び被申請人工場から汚染物質が飛散する可能性は認められない。加えて、手続の全趣旨によれば、被申請人工場の従業員には、旧申請人宅を社宅として利用する者を含めて申請人の主張するような症状が出たり、被申請人工場による大気

汚染について苦情を述べた者はいないことが認められ、被申請人工場の近隣住民が被申請人工場による大気汚染について苦情を述べた事実は認められないことを考慮すれば、申請人が主張する被申請人工場による大気汚染は、旧申請人宅を含む周辺の住居に、日常生活に支障が生じ得る程度に到達するものとはいえず、相当範囲にわたり、人の健康又は生活環境に係る被害を生じさせるものであるとはいえない。なお、手続の全趣旨によれば、被申請人工場敷地内で木くずを誤ってドラム缶で焼却したことにより、黒煙が発生したことが一度あったことが認められるが、それにより汚染物質を周囲に飛散させたとは認められないので、このことは上記結論を左右しない。

(3) 以上によれば、本件裁定申請は、法42条の12第1項にいう「公害に係る被害」についての紛争には該当せず、申請の適法要件を欠き、その欠陥は補正できない性質のものであるから、これ以上の審理は行わず、審問を経ないで却下の決定をするのが相当である（法42条の13第1項）。

2 結論

よって、申請人の本件裁定申請は、不適法な裁定の申請で、その欠陥を補正することができないものであるから、これを却下することとして、主文のとおり決定する。

令和7年12月15日

公害等調整委員会裁定委員会

裁定委員長 中 村 也 寸 志

裁定委員 北 窓 隆 子

裁定委員加藤一実は、差支えがあるため署名押印することができない。

裁定委員長 中 村 也 寸 志

※決定文中の別紙は省略